

令和 3 年

西条市議会第 2 回 3 月定例会提出議案書

(その 3)

西 条 市

目 次

議案第 39 号	令和 3 年度西条市一般会計補正予算（第 2 回） について	別冊
議案第 40 号	西条市体育館設置及び管理条例等の一部を改正 する条例について	1

議案第40号

西条市体育館設置及び管理条例等の一部を改正する条例について

西条市体育館設置及び管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月25日提出

西条市長 玉井敏久

西条市体育館設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(西条市体育館設置及び管理条例の一部改正)

第1条 西条市体育館設置及び管理条例(平成16年西条市条例第99号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2(第6条、第12条関係) 西条市ひうち体育館使用料</p> <p>1 第5条第1項本文の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>別表第2(第6条、第12条関係) 西条市ひうち体育館使用料</p> <p>1 第5条第1項本文の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>別表第4(第6条、第12条関係) 西条市東予体育館使用料</p> <p>1 第5条第1項の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p><u>1 1回とは、入館から退館までをいう。</u></p> <p><u>2 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>別表第4(第6条、第12条関係) 西条市東予体育館使用料</p> <p>1 第5条第1項の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考 <u>1回とは、入館から退館までをいう。</u></p> <p>2 (略)</p>

(西条市野球場設置及び管理条例の一部改正)

第2条 西条市野球場設置及び管理条例(平成16年西条市条例第101号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第6条、第12条関係） 野球場使用料	別表第1（第6条、第12条関係） 野球場使用料
(略)	(略)
備考 1～3 (略) <u>4 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u> <u>5</u> (略) <u>6</u> (略)	備考 1～3 (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)

(西条市陸上競技場設置及び管理条例の一部改正)

第3条 西条市陸上競技場設置及び管理条例（平成16年西条市条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第6条、第12条関係） 第5条第1項本文の場合	別表第1（第6条、第12条関係） 第5条第1項本文の場合
(略)	(略)
備考 1～6 (略) <u>7 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>	備考 1～6 (略)

(西条市有料公園施設設置及び管理条例の一部改正)

第4条 西条市有料公園施設設置及び管理条例（平成16年西条市条例第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第4条関係）	別表第2（第4条関係）

(略)	(略)
備考 1～3 (略) <u>4</u> 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	備考 1～3 (略)

(西条市屋内運動場設置及び管理条例の一部改正)

第5条 西条市屋内運動場設置及び管理条例（平成20年西条市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第6条、第12条関係） 1～3 (略) 備考 1～7 (略) <u>8</u> 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 <u>9</u> (略) <u>10</u> (略)	別表第1（第6条、第12条関係） 1～3 (略) 備考 1～7 (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)

(西条市スポーツライミング施設設置及び管理条例の一部改正)

第6条 西条市スポーツライミング施設設置及び管理条例（平成27年西条市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第6条、第13条関係） 1、2 (略) 備考 1～4 (略) <u>5</u> 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	別表（第6条、第13条関係） 1、2 (略) 備考 1～4 (略)

3、4 (略)	3、4 (略)
---------	---------

(西条市本谷温泉館設置及び管理条例の一部改正)

第7条 西条市本谷温泉館設置及び管理条例(平成16年西条市条例第172号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3(第9条、第16条関係) 宿泊施設使用料	別表第3(第9条、第16条関係) 宿泊施設使用料
(略)	(略)
備考	備考
1～4 (略)	1～4 (略)
<u>5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>	
<u>6 (略)</u>	<u>5 (略)</u>
<u>7 (略)</u>	<u>6 (略)</u>

(西条市食の創造館設置及び管理条例の一部改正)

第8条 西条市食の創造館設置及び管理条例(平成18年西条市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第8条、第16条関係)	別表(第8条、第16条関係)
(略)	(略)
備考	備考
1～4 (略)	1～4 (略)
<u>5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

体育館等の公の施設に係る使用料の端数処理について規定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。